

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 1 8 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規
則

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年多久市規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条の 6 を次のように改める。

第 6 条の 6 条例第 8 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、次の各号の
いずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス若
しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う
施設、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 1 9 条第
3 号に規定する事業に係る相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3
号）第 7 7 条第 1 項に規定する地域生活支援事業として実施する日中
における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業で
ある学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施す
る放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所、にその
子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）（各事業を利用す
るものに限る。）を出迎え、又は見送るために赴く職員

(2) 身体上若しくは精神上の障害又は学校生活への適応上の困難により、
保護者による登校又は下校の付添いが必要であると認められる職員
第9条の2第3項を次のように改める。

3 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができる。

第9条の2第4項を削り、第5項を第4項とする。

第9条の3中「を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第12条第2項の規定により年次休暇を繰り越す場合において、1日未満の端数があるときは、これをそのまま繰り越すものとする。

付表中

「

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	7日
父母	

」

を

「

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	10日
父母	7日

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。